

申込受付期間は8月1日(金)～8月21日(木)
美郷町職員採用試験を行います

平成27年4月以降に採用予定の町職員採用試験を次のとおり行います。

■試験区分と採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般行政職 (大学卒業程度)	若干名	次のいずれかを満たす者 ①昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 ②平成5年4月2日以降に生まれた者で大学卒・短期大学卒・高等専門学校卒または平成27年3月卒業見込みの者
一般行政職 (高校卒業程度)	若干名	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 (ただし、大学卒・短期大学卒・高等専門学校卒または平成27年3月卒業見込みの者を除く)
幼稚園教諭・保育士 (短大卒業程度)	若干名	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、幼稚園教諭普通免許(二種以上)および保育士証を有するか、平成27年3月までに取得予定の者
労務職〔運転手他〕 (高校卒業程度)	若干名	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、除雪機械運転員資格(大型特殊自動車免許および車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証)を有するか、平成27年3月までに取得予定の者

■試験日および会場等

【第1次試験】

区分	一般行政職、 幼稚園教諭・保育士	労務職〔運転手他〕
期日	9月21日(日)	9月21日(日)
会場	ノースアジア大学(秋田市 下北手桜守沢46番地1)	美郷町役場 会議室

- ・一般行政職は教養試験(大学卒業程度・高校卒業程度)を行います。
- ・幼稚園教諭・保育士は教養試験(短大卒業程度)と専門試験を行います。
- ・労務職〔運転手他〕は事務補助職一般試験と労務適性検査を行います。

【第2次試験】

詳細は第1次試験合格者に通知します。

■欠格事項

- ・日本の国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

■申込用紙の請求

申込用紙の請求を8月1日(金)から受け付けします。役場総務課総務班に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角形2号)と受験を希望する試験区分を記したメモを同封のうえ、簡易書留で郵送してください。

■申込受付期間 8月1日(金)～8月21日(木)

持参する場合は役場庁舎1階総務課窓口へ平日の午前8時30分から午後5時までにお持ちください。郵送(簡易書留)の場合は8月21日(木)までに着信したものに限り受け付けます。

申問 〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170番地10
美郷町役場 総務課 総務班 ☎0187(84)1111(内線1205)

町と県が連携してサポートします
集落営農組織の法人化に
取り組んでみませんか

農業経営の法人化は、家計と経営を分離して経営内容を明確化することで、経営の効率化につながります。また、機械施設の導入への助成・融資や税制における制度上のメリットもあり、農業経営を改善し、経営体として発展するための有効な手段です。町では県と連携し、法人化にかかる勉強会の開催を支援しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

法人化の意義

- ①集落の合意に基づいて農業経営を行うことで、農地の利用集積や連担化・団地化、ブロックローテーションなどに取り組みやすくなります。
- ②農地利用を集積することで土地利用型農業の育成や参入の可能性を広げ、将来における農地利用の分散化防止につながります。
- ③出荷・販売の名義等が農業法人に統一されることで経理処理が一元化され、決算や収益配分、税務対策も明確になります。

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

平成27年度農業基盤整備促進事業 (区画拡大・暗渠排水・湧水処理)の実施希望者を募集しています

整備済み農地の高度利用を迅速・安価に推進するため、自力施工等による「農地区画の拡大」や「排水または湧水処理のための暗渠管等の新設」などの農地整備に対して定額助成します。

- 助成内容** ● ①畦畔除去等による区画拡大→10万円/10a
 ②標準的(10m以下)間隔の暗渠管等の新設→15万円/10a
 ③湧水処理のための暗渠管等の新設→15万円/100m
- 実施申込** ● 農地を所管する土地改良区または町農政課へお申し込みください。
- 申込期限** ● 8月26日(火)

区画拡大実施例



問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

企画財政課

活力ある地域づくり事業 行政区やボランティア団体が行う 事業の一部を助成します

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています。対象事業と補助金額は次のとおりです。

※飲食に関する経費など、補助の対象にならない経費もあります。

申込方法 ● 事業を行う2週間前までに、次のいずれかの窓口申請書を提出してください。

- ・ 役場企画財政課企画財政班
- ・ 六郷出張所、仙南出張所

※申請書は各窓口に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。



荒町町内会では本事業を活用して同町内会にある大島児童公園の花壇を整備し、各家庭から「一戸一苗」を持ち寄り、美郷町誕生10周年を祝う花植事業を行いました。

対象事業	補助金額
地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業(伝統行事)	事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限5万円)
行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業	事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限30万円) ※ただし、過去3回補助金の交付を受けた事業は、必要経費の3分の1以内の額(上限10万円)

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

お詫び

広報美郷平成26年7月号16ページ「行政知っ得情報」の「活力ある地域づくり事業」について、「行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業」の補助金額に誤りがありました。正しくは本ページのとおりです。訂正してお詫び申し上げます。